

船舶運航管理令第十三條の規定による  
期間よう船制の実施について

昭和二十三年九月二日附連合軍總司令部より日本政府に對する覺書に基き、現在の日本船舶の運航体制を期間よう船制に変更すべきことを命ぜられたが、これが実施は、船舶運航管理令第十三條の規定に基き、左記によるものとする。

記

一、実施期日 昭和二十四年四月一日

二、よう船料 昭和二十四年度予算の成立に至るまでの間、暫定的に定めるよう船料を假拂し、予算成立次第廻及更正するものとする。

三、右の暫定よう船料を四月五日までに支拂し得るよう、暫定予算その他の必要な措置を講ずるものとする。